

第4章 幼児期の教育・保育及び地域の 子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

1 子ども・子育て支援新制度の全体像

(1) 新制度の目的と主な内容

子ども・子育て支援新制度は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目標を掲げています。

① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育園の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。

② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や多様な教育・保育の充実を図ること。

③ 地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

(2) 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み(法定代理受領)となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

① 子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となります。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では、定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

また、この事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、国の交付金の対象となります。

新制度における事業の体系

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所

※1 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は、現行どおり私学助成を継続。

※2 私立保育園は、現行どおり市町村が保育園に委託費を払う仕組み。

■ 地域型保育給付

- ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業（新規）
- ② 地域子育て支援拠点事業（子育てセンター・つどいの広場事業）
- ③ 放課後児童健全育成事業
- ④ 時間外保育事業
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑧ 病児・病後児保育事業
- ⑨ 妊婦健康診査事業
- ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑪ 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

(3) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなります。

■認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 特定地域型保育事業

■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては、以下の3点について基準を設定します。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労形態で就労している場合 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして本市が定める事由
区 分※	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (おおむね月120時間以上) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (おおむね月120時間未満。本市では、下限時間を月64時間以上と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※ 区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計及び提供区域

(1) ニーズ量の推計の手順及び確保方策の検討

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象者とした「平成25年度鶴ヶ島市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果」をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、その結果に現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や地域子ども・子育て支援事業の利用実績等を勘案して設定しました。

また、確保の方策は、特定教育・保育施設のほか、新制度に移行しない幼稚園、地域型保育事業及び他市町の施設等への入園の状況や、新しく開設される認定こども園での子どもの受け入れ体制等も勘案しています。

さらに、小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、計画的に整備を行います。

(2) 教育・保育の提供区域

当市の教育・保育の提供区域については、

- ① 市域が17.73平方キロメートルと比較的狭く、居住地区を越えた施設利用の実態があること
 - ② 居住地域ごとの人口変動に左右されることなく、需要推計を比較的立てやすいため、計画的に対応することができること
 - ③ 市民にとってわかりやすい区域であること
- などから、「市全域」を1区域として設定します。

ただし、学童保育室については、8つの小学校区ごとに分かれて入室しているため、8区域（小学校区）に分けて見込み量と確保提供数を記載します。

3 幼児期の教育・保育施設の提供体制

(1) 幼稚園・認定こども園（1号、2号認定）

学校教育法にもとづく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。
預かり保育を行っている園もあります。

【確保の方策】

<現状>

- 幼稚園就園奨励費補助金制度により、就園児の保育料及び入園料の補助を実施しています。
- 幼稚園預かり保育事業費補助金制度により、預かり保育事業に対し施設への補助を実施しています。

<平成27年度>

- （仮称）認定こども園つるがしま白百合幼稚園の整備により、2号認定の提供体制が拡充されます。

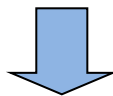
<平成27年度～平成31年度>

- 幼稚園に認定こども園への移行情報を提供し、新制度への的確な対応を進めます。

幼稚園の年度別見込量と確保提供総数(計画変更前)

単位:人

	現 状	推 計				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計総数	1,124	1,059	1,015	975	941	912
1号認定	1,006	921	882	848	818	793
2号認定	118	138	133	127	123	119
②確保提供総数	1,550	1,550	1,335	1,215	1,215	1,215
1号認定	1,550	1,470	1,040	720	720	720
2号認定	0	80	295	495	495	495
不足(②-①)	-	-	-	-	-	-



幼稚園の年度別見込量と確保提供総数(変更後計画)

単位:人

	現 状	推 計				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計総数	1,124	1,059	1,015	1,550	1,555	1,522
1号認定	1,006	921	882	1,505	1,480	1,370
2号認定	118	138	133	45	75	152
②確保提供総数	1,550	1,550	1,335	1,550	1,555	1,522
1号認定	1,550	1,470	1,040	1,505	1,480	1,370
2号認定	0	80	295	45	75	152
不足(②-①)	-	-	-	0	0	0

凡例「-」: 不足なし 「▲」: 不足数

(2) 認可保育所（2号認定）

保護者の就労等で、家庭で子ども（3歳以上）を養育することができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

【確保の方策】

<現状>

- 保育所（園）の拡充を図るとともに、国の通知に基づき、入所者数については定員を上回る弾力的な受け入れを実施しています。
- 富士見保育所の建て替えを行っています。
- （仮称）鶴ヶ島みどり保育園の整備への支援を実施しています。

<平成27年度>

- （仮称）鶴ヶ島みどり保育園開所により、3歳以上の定員を52名拡大します。

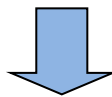
<平成28年度～平成31年度>

- 提供体制が確保されているため、定員構成を見直すことにより効率的な保育に努めます。

認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数(計画変更前)

単位:人

	現 状	推 計				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計総数	611	592	567	545	526	509
2号認定	611	592	567	545	526	509
②確保提供総数	591	641	650	672	648	618
2号認定	591	641	650	672	648	618
不足(②-①)	▲ 20	-	-	-	-	-



認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数(変更後計画)

単位:人

	現 状	推 計				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計総数	611	592	567	643	660	660
2号認定	611	592	567	643	660	660
②確保提供総数	591	641	650	643	660	660
2号認定	591	641	650	643	660	660
不足(②-①)	▲ 20	-	-	0	0	0

(3) 認可保育所等（3号認定）

保護者の就労等で、家庭で子ども（0～2歳）を養育することができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

【確保の方策】

<現状>

- 保育所（園）の拡充を図るとともに、国の通知に基づき、入所者数については定員を上回る弾力的な受け入れを実施しています。
- 富士見保育所の建て替えを行っています。
- （仮称）鶴ヶ島みどり保育園・（仮称）認定こども園つるがしま白百合幼稚園の整備への支援を実施しています。

<平成27年度>

- 建て替え工事後の富士見保育所で低年齢児の受け入れを拡大します。
- （仮称）鶴ヶ島みどり保育園開所により、0～2歳の定員を38名拡大します。
- （仮称）認定こども園つるがしま白百合幼稚園で低年齢児33名の定員拡大をします。

<平成28年度～平成31年度>

- 幼稚園に認定こども園への移行情報を提供し、低年齢児の提供体制の確保に努めます。
- 認可保育園での定員構成の見直しを行い、低年齢児の提供体制の確保に努めます。
- 小規模保育事業及び事業所内保育等での、低年齢児の提供体制の確保に努めます。

認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数(計画変更前)

単位:人

	現 状	推 計				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計総数	413	548	530	514	498	484
3号認定（0歳）	69	120	116	113	109	107
3号認定（1・2歳）	344	428	414	401	389	377
②確保提供総数	334	401	494	540	540	540
3号認定（0歳）	61	64	78	98	98	98
3号認定（1・2歳）	273	337	365	391	391	391
地域型保育事業	0	0	51	51	51	51
不足(②-①)	▲79	▲147	▲36	-	-	-



認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数(変更後計画)

単位:人

	現 状	推 計				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計総数	413	548	530	458	471	523
3号認定（0歳）	69	120	116	84	87	93
3号認定（1・2歳）	344	428	414	374	384	430
②確保提供総数	334	401	494	458	471	523
3号認定（0歳）	61	64	78	64	67	70
3号認定（1・2歳）	273	337	365	305	315	345
地域型保育事業	0	0	51	89	89	108
不足(②-①)	▲79	▲147	▲36	0	0	0

4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 現在、該当事業はありません。
- 平成27年度から始まる新制度において、幼児期の教育・保育施設の利用について「施設型給付」等がスタートするため、子どもの施設利用にあたっての相談のニーズが高まると予想されます。
- 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果では、子育てについて、気軽に相談できる場所が求められています。

<平成27年度>

- 子育て支援に対する総合的な相談及び案内を行う利用者支援事業の検討を行います。

<平成28年度～平成31年度>

- 利用者支援事業を実施します。

利用者支援事業の年度別見込みと確保提供総数

単位:箇所数

	利用者支援事業	現状 (H26実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み	0	0	1	1	1	1
	② 確保提供総数	0	0	1	1	1	1
	不足(②-①)		-	-	-	-	-

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、主に乳幼児（0歳～3歳）とその保護者に対する育児支援を目的とした事業です。親子が気軽に集まって交流できる場の提供や子育て相談、親子遊びなどの催し、子育て情報の提供などを行っています。

子どもと一緒に遊ぶ中で、親同士も情報交換や友達づくりができ、親子で楽しく過ごせる事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 市内には、地域子育て支援拠点として、「子育て支援センター」が3か所（鶴ヶ島子育てセンター、第二はちの巣子育てセンター、かこのこ子育てセンター）、「つどいの広場」が2か所（鶴ヶ島西つどいの広場、上広谷児童館つどいの広場）あります。年間15,000人以上の親子が利用しています。
- 子育て支援に関する交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等の実施を行っています。

<平成27年度～平成31年度>

- 施設により利用者数が異なるので、事業の積極的な周知を行います。
- 良質かつ適切な子ども・子育て施設の環境づくりや、事業の質の向上に努めます。
- 中学校区に1か所という現在の配置を維持しつつ、より親子が交流しやすい場で事業が提供できるよう改善に努めます。

地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	地域子育て支援 拠点事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み	15,153	15,137	13,877	12,629	11,477	10,457
	② 確保提供総数	15,153	15,137	13,877	12,629	11,477	10,457
	不足(②-①)	-	-	-	-	-	-

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

仕事などにより、昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。市内8小学校区ごとに児童が入室する学童保育室があり、小学校の敷地内または近接して設置されています。

【確保の方策】

<現状>

- 市内8小学校区に、現在12か所の学童保育室を設置し、事業を行っています。
- 入室児童数は年々増加していますが、施設の拡充等により待機児童は生じていません。
- 児童数の増加が見込まれる小学校区の学童保育室については、入室児童の受け入れのため、計画的に施設の整備を行っていく必要があります。
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、運営していくこととなります。

<平成27年度～平成31年度>

- 杉下小学校区の入室児童数の増加に対応するため、学童保育室の整備を進めます。
- 利用希望児童数の変化に対応し、施設の新たな整備・統合の検討を行います。
- 長期休業中（夏休み等）のみの学童保育事業について検討を行います。
- 放課後子ども総合プランの推進を図るため、すべての就学児童を対象として多様な体験や活動の機会を提供する放課後子ども教室と学童保育事業の連携を検討します。

放課後児童健全育成事業の年度別見込量と確保提供総数（計画変更前）

単位：人

	(低)1～3年生 (高)4～6年生	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
合計	① 量の見込み(低)	504	497	486	481	471
	① 量の見込み(高)	267	263	257	254	249
	② 確保提供総数(低)	504	497	486	481	471
	② 確保提供総数(高)	267	263	257	254	249
	不足(②-①)	-	-	-	-	-



放課後児童健全育成事業の年度別見込量と確保提供総数（変更後計画）

単位：人

	(低)1～3年生 (高)4～6年生	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
合計	① 量の見込み(低)	504	497	562	604	634
	① 量の見込み(高)	267	263	301	325	340
	② 確保提供総数(低)	510	527	562	604	634
	② 確保提供総数(高)	262	273	301	325	340
	不足(②-①)	-	-	-	-	-

放課後児童健全育成事業 (小学校区ごと)
変更後計画

放課後児童健全育成事業の年度別見込量と確保提供総数

単位:人

	(低)1~3年生 (高)4~6年生	H28実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
鶴ヶ島 第一小 学校区	現行提供数見込(低)	-	64	65	61	60	58
	現行提供数見込(高)	-	33	35	33	31	30
	変更後計画案(低)	59	50	59	70	75	79
	変更後計画案(高)	41	49	41	36	39	41
	不足(②-①)	-	2	0	-	-	-

単位:人

	(低)1~3年生 (高)4~6年生	H28実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
鶴ヶ島 第二小 学校区	現行提供数見込(低)	-	45	47	46	47	43
	現行提供数見込(高)	-	24	25	24	25	23
	変更後計画案(低)	42	34	42	50	57	60
	変更後計画案(高)	20	18	20	16	20	20
	不足(②-①)	-	▲17	▲10	-	-	-

単位:人

	(低)1~3年生 (高)4~6年生	H28実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
新町小 学校区	現行提供数見込(低)	-	77	71	62	55	54
	現行提供数見込(高)	-	42	36	33	30	29
	変更後計画案(低)	91	89	91	72	69	72
	変更後計画案(高)	40	47	40	60	60	62
	不足(②-①)	-	17	24	-	-	-

単位:人

	(低)1~3年生 (高)4~6年生	H28実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
杉下小 学校区	現行提供数見込(低)	-	77	80	86	88	89
	現行提供数見込(高)	-	41	43	45	47	47
	変更後計画案(低)	97	100	97	99	105	107
	変更後計画案(高)	49	31	49	58	62	64
	不足(②-①)	-	13	23	-	-	-

単位:人

	(低)1~3年生 (高)4~6年生	H28実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
長久保 小学校 区	現行提供数見込(低)	-	51	49	49	52	50
	現行提供数見込(高)	-	27	26	26	27	26
	変更後計画案(低)	43	49	43	47	60	65
	変更後計画案(高)	21	18	21	30	39	42
	不足(②-①)	-	▲11	▲11	-	-	-

単位:人

	(低)1~3年生 (高)4~6年生	H28実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
栄小学 校区	現行提供数見込(低)	-	68	66	65	65	63
	現行提供数見込(高)	-	36	35	35	34	34
	変更後計画案(低)	45	45	45	63	67	77
	変更後計画案(高)	36	36	36	26	30	33
	不足(②-①)	-	▲23	▲20	-	-	-

単位:人

	(低)1~3年生 (高)4~6年生	H28実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
藤小学 校区	現行提供数見込(低)	-	67	63	60	56	54
	現行提供数見込(高)	-	35	33	31	29	29
	変更後計画案(低)	79	72	79	90	97	103
	変更後計画案(高)	37	43	37	44	49	51
	不足(②-①)	-	13	20	-	-	-

単位:人

	(低)1~3年生 (高)4~6年生	H28実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
南小学 校区	現行提供数見込(低)	-	55	56	57	58	60
	現行提供数見込(高)	-	29	30	30	31	31
	変更後計画案(低)	71	71	71	71	69	67
	変更後計画案(高)	29	20	29	31	31	31
	不足(②-①)	-	7	14	-	-	-

(4) 時間外保育事業（保育所等）

通常の保育時間の前後に、保育所が在籍児を対象に預かる事業です。本市では、仕事や一時的な用事などに応じて、延長保育を実施しています。

【確保の方策】

<現状>

- 時間外保育事業は、全園（12園）で実施しており、平成25年度実績の登録児童数は494人です。
- 延長時間は30分が2施設、1時間が6施設、1時間30分が1施設、2時間が1施設、2時間30分が2施設です。
- わかば保育ステーションは、2時間30分実施しています。

<平成27年度>

- 新規に開設予定の（仮称）鶴ヶ島みどり保育園、及び（仮称）認定こども園つるがしま白百合幼稚園でも実施する予定です。

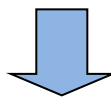
<平成28年度～平成31年度>

- 時間外保育のニーズは確保されていますが、需要があれば時間の拡大等について保育所と調整を図っていきます。

時間外保育事業の年度別見込量と確保提供総数(計画変更前)

単位:人

	時間外保育事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み	494	653	629	606	587	569
	② 確保提供総数	494	653	629	606	587	569
	不足(②-①)	-	-	-	-	-	-



時間外保育事業の年度別見込量と確保提供総数(変更後計画)

単位:人

	時間外保育事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	③ 量の見込み	494	653	629	650	650	650
	④ 確保提供総数	494	653	629	650	650	650
	不足(②-①)	-	-	-	-	-	-

(5)-1 一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）

幼稚園在園児対象の一時預かり事業は、認定こども園等が主に園児（教育標準時間認定の子ども）を対象に行うものです。

また、「施設型給付」を受けない幼稚園でも園児を対象とした「一時預かり事業」の実施をします。

【確保の方策】

<現状>

- 幼稚園における預かり保育については、市内の全幼稚園（6園）で実施しており、平成25年度実績の延べ利用児童数は28,836人です。
- 年々利用人数はふえているが、利用希望に対して、すべて対応できており、現在、確保については充足しています。

<平成27年度～平成31年度>

- 幼稚園の預かり保育を拡大させ、在園児だけでなく、地域の子どもたちが利用できるよう、協議していきます。

一時預かり事業の年度別見込みと確保提供総数

単位：人

	(1)1号認定 (2)2号認定	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み(1)	2,883	3,263	3,126	3,004	2,900	2,808
	② 確保提供総数(1)	2,883	3,263	3,126	3,004	2,900	2,808
	不足(②-①)	-	-	-	-	-	-
	③ 量の見込み(2)	25,953	29,797	28,546	27,434	26,478	25,644
	④ 確保提供総数(2)	25,953	29,797	28,546	27,434	26,478	25,644
	不足(④-③)	-	-	-	-	-	-

(5)-2 一時預かり事業（保育所等）

保育所等で実施する一時預かり事業は、病気やけがによる通院、保育認定の対象にならない就労等の理由により、幼稚園、保育所（園）在園児以外の児童が家庭での養育が困難になった場合に一時預かりを行うものです。

【確保の方策】

<現状>

- 保育所（園）等における預かり保育については、公立1園と民間3園及び、わかば保育ステーションの計5か所で実施しており、平成25年度実績の延べ利用児童数は6,893人です。
- 年々利用人数は増えていますが、現在、市全体としての定員は充足しています。

<平成27年度>

- 新規に開設予定の（仮称）鶴ヶ島みどり保育園でも実施する予定です。

<平成28年度～平成31年度>

- 保育所等の一時預かり事業を拡充させ、在園児だけでなく、地域の子どもたちが利用できるよう、協議していきます。

一時預かり事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	一時預かり事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み	6,893	6,456	6,222	6,003	5,808	5,637
	② 確保提供総数	6,893	6,456	6,222	6,003	5,808	5,637
	不足(②-①)	—	—	—	—	—	—

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、子育ての援助を依頼したい利用会員と、子育ての援助をしたい提供会員に登録してもらい、会員間の援助活動の調整を行うことで子育てを応援する制度です。保育所や幼稚園等への送迎や保育終了後の子どもの預かり、冠婚葬祭・学校行事への参加などによる一時的な子どもの預かりなどを行っています。

【確保の方策】

<現状>

- ファミリー・サポート・センター事業の平成25年度末会員数は、利用会員173人、提供会員73人、両方会員11人、計257人となっています。
- 利用の申し込みには、すべて対応できており、現在、提供会員は充足していますが、今後の利用増に備え、提供会員の拡充に努める必要があります。
- 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果では、利用料金が高く利用しづらいという意見も多くありました。

<平成27年度>

- 提供会員の増員を図るため、参加しやすい保育サービス講習会の開催方法を検討します。
- 利用しやすい利用料金について検討を行います。

<平成28年度～平成31年度>

- 提供会員の増員を図り、ニーズに応じたファミリー・サポート・センター事業を実施していきます。

ファミリー・サポート・センター事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：件

	(未)未就学児 (就)就学児	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み(未)	508	600	600	600	600	600
	① 量の見込み(就)	86	85	81	78	75	73
	② 確保提供総数(未)	508	600	600	600	600	600
	② 確保提供総数(就)	86	85	81	78	75	73
	不足(②-①)	-	-	-	-	-	-

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で宿泊を伴って一時的に（原則7日間）預かることができる事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 現在、該当事業はありません。
- 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果では、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった家庭が一定数あり、潜在的なニーズはあるものと考えます。
- 児童虐待防止（夜間放置の未然防止）の観点からも、事業の整備が必要と考えます。

<平成27年度>

- 子育て短期支援事業の検討を行います。

<平成28年度～平成31年度>

- 事業の委託先を確保し、子育て短期支援事業を実施します。

子育て短期支援事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：日

	子育て短期支援事業	現状 (H26実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み	0	69	66	64	62	60
	② 確保提供総数	0	0	60	60	60	60
	不足(②-①)		▲69	▲6	▲4	▲2	-

(8) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気や病気の回復期にある子どもを対象として、保育所等での集団保育が困難な場合で、かつ保護者の就労等の事情により家庭で養育ができないときに、一時的に保育を行う事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 現在、市で対応が可能な事業としては、ファミリー・サポート・センター事業で提供会員を子どもの自宅に派遣する病後児預かりがあります。
- 子ども・子育て支援に関するアンケート調査では、病児・病後児保育の利用希望はあるが、病気の子どもを他人にみてもらうのは不安なので、小児科等の施設に併設した場所での保育を希望する人の割合が高いという結果になっています。
- 市内の病院で病児・病後児保育を行っている所が1か所あり、1日当たり平均1.5人の児童が利用しています。

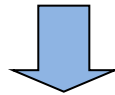
<平成27年度～平成31年度>

- 病児・病後児保育事業の拡充に向け、関係機関と連携し検討します。

病児・病後児保育事業の年度別見込量と確保提供総数(計画変更前)

単位:人

	病児・病後児保育事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域	① 量の見込み	0	686	661	637	616	598
	② 確保数(施設型)	0	0	0	632	611	593
合計	② 確保数(ファミサポ)	1	5	5	5	5	5
	不足(②-①)	-	▲681	▲656	-	-	-



病児・病後児保育事業の年度別見込量と確保提供総数(変更後計画)

単位:人

	病児・病後児保育事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域	① 量の見込み	0	686	661	815	815	815
	② 確保数(施設型)	0	0	0	810	810	810
合計	② 確保数(ファミサポ)	1	5	5	5	5	5
	不足(②-①)	-	▲681	▲656	-	-	-

(9) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 実施場所：市が委託契約を締結した医療機関及び助産所
- 実施内容：厚生労働省が、標準的な健診回数として定める14回分の妊婦健康診査について、公費助成。
- 検査項目：基本的な妊婦健康診査（診察、血圧・体重測定、尿検査など）、血液検査、子宮頸がん検診、各種感染症検査、超音波検査等
- 実施時期：受診票の有効期間は、交付の日から出産前の妊婦健康診査まで

<平成27年度～平成31年度>

- 国の法令等に従い、適切に妊婦健康診査事業を実施します。

妊婦健康診査事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	妊婦健康診査事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み	527	530	530	530	530	530
	② 確保提供総数	527	530	530	530	530	530
	不足(②-①)	-	-	-	-	-	-

※妊婦健康診査の見込み及び提供数については、妊婦健康診査1回目受診者数を計上

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 赤ちゃんが生まれた世帯に対し、母子保健推進員、赤ちゃん訪問員、保健師等による全戸訪問を実施しています。
- 里帰り出産の場合等は、里帰り先の市町村の保健師に依頼して訪問してもらうなど、全ての世帯が訪問を受けられるように努めています。

<平成27年度～平成31年度>

- 対象者に事業の趣旨や訪問を受けることの必要性を理解してもらえよう、母子健康手帳交付や出生届受理等の機会を活用して本事業の積極的な周知を図るとともに、事前に訪問日時の同意を得るよう調整するなど、対象家庭や地域の実情に応じて訪問を受けやすい環境づくりを進めます。
- 支援が必要な家庭を早期に把握し、適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を進めます。

乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と確保提供総数

単位:人

	乳児家庭全戸訪問事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み	536	540	540	540	540	540
	② 確保提供総数	497	540	540	540	540	540
	不足(②-①)	▲39	-	-	-	-	-

(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、家事・育児の援助や養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 保健センターでは、産後子育てに不安のある家庭などに対し育児支援家庭訪問員や育児支援サポーターを派遣し、子育ての負担軽減を図っています。
- 平成25年度実績では、14世帯に対し、延べ160件、育児支援家庭訪問員や育児支援サポーターを派遣しています。

<平成27年度>

- これまでの産後の体調や子育てに不安のある家庭等に加えて、要保護児童に対する支援の充実を図るため、児童虐待のリスクが高いと判断される家庭に対して育児支援家庭訪問員や育児支援サポーターを派遣できるよう、こども支援課と連携して支援方策の拡充を検討します。

<平成28年度～平成31年度>

- 要保護児童や養育不安がある家庭も対象に含めた育児支援事業を実施します。

育児支援事業の年度別見込みと確保提供総数

単位:件

	育児支援事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み	160	165	176	187	198	209
	② 確保提供総数	160	165	176	187	198	209
	不足(②-①)	-	-	-	-	-	-

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当するものにかかる支給認定子どもが、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育または特例保育を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育等にかかる行事への参加に要する費用、その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部または一部を助成する事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 子ども・子育て支援新制度による新規事業のため、現在該当事業はありません。

<平成27年度～平成31年度>

- 国の動向に応じて助成を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所及び小規模保育などの設置を促進していく事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 子ども・子育て支援新制度による新規事業のため、現在該当事業はありません。

<平成27年度～平成31年度>

- 国の動向に応じて検討していきます。